

志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関する必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 委託業務名称

志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託

(2) 目的

ふれあい館「もくせい」は、世代間の垣根を越えた交流を図り、コミュニティの創出や健康維持増進の場としての活用等を目的とする施設である。当該目的の達成のため、地域の特徴を踏まえた多世代交流カフェの運営や世代間交流、健康維持増進に関する事業の企画・実施、地域の市民活動を支援するため活動スペースの管理等を行うものである。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和5年2月1日から令和7年1月31日まで

2 予算規模

38,385,600円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、地域の特徴を踏まえた創意工夫により、カフェスペースの運営、世代間交流事業及び健康維持増進事業等の企画・実施など、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる事業者である。

ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- (2) 本市より一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けた法人
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人
- (5) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上

- 参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをしている者
- (7) 市税等に滞納のある法人

4 実施スケジュール

(1) 実施要領等の公表	令和4年7月1日(金)
(2) 質問書の提出期限	令和4年7月14日(木) 16時締切
(3) 質問に対する回答期限	令和4年7月28日(木)
(4) 参加表明書兼誓約書等の提出期限	令和4年8月4日(木) 16時締切
(5) 第一次審査結果通知の発送	令和4年8月12日(金)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和4年9月20日(火) 16時締切
(7) プレゼンテーション審査の実施	令和4年10月5日(水)
(8) 審査結果通知書の発送	令和4年10月上旬～中旬
(9) 業務開始	令和5年2月1日(水)

※現時点での予定であり、変更する場合がある。

5 選定方法等

(1) 評価方法及び評価基準

受託候補者の選定(審査等)は、「志木市ふれあい館「もくせい」管理運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、評価要領に基づき実施する。

(2) 参加表明書兼誓約書等による第一次審査

参加者の提出書類(参加表明書他提出書類)をもとに選定委員会において審査を行う。その審査結果については、令和4年8月12日(金)までに参加表明者に対して文書を発送する。

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション審査

① 日時

令和4年10月5日(水)

※時間、場所等の詳細は後日通知する。

② 実施場所

志木市役所

③ 内容

1者あたり40分程度とし、以下の内容で行う。

- 企画提案書等に基づくプレゼンテーション(30分以内)
- 企画提案書及び業務実施体制表に基づくプレゼンテーションに当たっ

ては、別紙「評価基準表」に記載された審査項目のうち、 No. 1～4について、項目順に説明を行うこと。

➤ 質疑応答（10分以内）

④ 出席者数

4名以内

➤ プロジェクターは本市で用意する。機材の使用に関しては令和4年9月26日（月）までに申し出ること。

※なお、パワーポイントを使用する場合は、ファイルをUSBメモリーに保存して持参することで本市が用意するノートパソコンを使用することができる。それ以外のソフトウェアを使用する場合はパソコンを持参することとするが、その場合、プロジェクターとのコネクタ形状等を事前に確認すること。

➤ 企画提案書に基づくプレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合において直接関わる予定の主たる担当者が行うこと。

➤ 質疑応答は、本業務に直接関わる予定の者以外の発言は認めない。

(4) その他

・次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 委託業務見積書の金額が、「2 予算規模」の上限額を超える場合

③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

・プレゼンテーション及び質疑応答は公開とする。

※志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託プロポーザル審査に係るプレゼンテーション傍聴要領を参照

6 公募の方法

令和4年7月1日（金）から令和4年8月4日（木）までの間、市ホームページに情報を掲載し、公募を行う。

7 契約候補者選定にあたっての提出書類等

(1) 参考資料の貸与

本プロポーザルに係る、対象施設の図面（PDF形式）や過去3年度分の利用状況を、次のとおり希望者にDVD-ROMにて貸与する。希望者は、事務局まで電話又は電子メールで連絡のうえ来庁希望日時を予約すること。

なお、貸与する資料については、本プロポーザルに関する貸与又は利用の目的でのみ使用することができるものとし、それ以外での閲覧や利用は禁止する。

① 貸与受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月4日（木）16時まで（土・日・祝日を除く）

② 貸与場所

志木市役所市民活動推進課

③ 貸与受付時間

9時から16時まで（12時から13時までを除く）

④ 提出書類及び部数

指定の借用書 1枚

⑤ 返却期限

令和4年9月20日（火）16時

⑥ 留意事項

対象施設の図面は工事着手時のものであり、現在までに、建築、設備に関し、一部変更している部分がある。

(2) 提出書類

①～④については、令和4年8月4日（木）16時までに提出すること。

上記以外については、令和4年9月20日（火）16時までに提出すること。

書類については、項目ごとにインデックスを付したうえで順番にとじ込み、正本1部、副本12部を作成し、提出すること。

① 参加表明書兼誓約書（第1号様式）

② 法人概要（第2号様式）

③ 法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書（直近2年分）

④ 類似業務受託実績書（第3号様式）

※類似業務の受託実績について、5件を上限として記入すること。

⑤ 企画提案書（任意様式、A4判20枚以内）

※様式…企画提案書の様式は任意とする。A4判で20枚以内にまとめ製本すること（製本の体裁は任意とする）。

※内容については、別紙「評価基準表」に記載された審査項目のうち、No. 1～4について、項目順に説明を行うこと。

⑥ 業務実施体制表（任意様式、A4判1枚）

⑦ 見積書（第4号様式）

※業務内容の各項目について、内訳がわかるように詳しく記載すること。

(3) 提出先

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 市民生活部 市民活動推進課

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、提出期限必着とする。

(5) 提出期限

提出書類①～④

令和4年8月4日（木）16時締切

上記以外の提出書類

令和4年9月20日（火）16時締切

(6) 提出書類等の取扱い

① 1者につき1提案に限る。

- ② 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等は契約候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。
- ④ 提案書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは志木市個人情報保護条例（平成16年条例第16号）に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。
- ⑥ 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。
- ⑦ 提出した企画提案書に係る著作権、使用権などの知的財産権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、契約候補者が作成した企画提案書等に関しては、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(7) 質問書の提出

企画提案書等の提出にあたり質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成するうえで必要な事項に限る。また、口頭による質疑は受け付けない。

- ① 提出書類
質問書（第5号様式）
- ② 提出期限
令和4年7月14日（木）16時締切
- ③ 提出先
志木市役所 市民生活部 市民活動推進課
- ④ 提出方法
質問書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記入し電子メールで提出するとともに、送受信漏れを防ぐため電話連絡すること。
メールアドレス：shien@city.shiki.lg.jp
電話：048-473-1111 内線2149
- ⑤ 回答
公平性を期すため、令和4年7月28日（木）までに質問に対する回答を市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

8 選定結果の通知

最終的な選定の結果については、令和4年10月中旬までにプレゼンテーション審査参加者に対して文書で通知する。

9 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、志木市契約規則（昭和51年規則第10号）の規定により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

- とする。
- (3) 契約の履行にあたっては、仕様書及び企画提案の内容を実行するものとする。
 - (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。
 - (5) 契約候補者との交渉が不調となった場合は、評価により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

10 留意事項

- (1) プロポーザル参加表明書兼誓約書の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 志木市職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。
- (3) 提出した提出書類等は、理由のいかんを問わず、返却しない。
- (4) 選定の経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けない。

11 問い合わせ先

志木市役所 市民生活部 市民活動推進課

電 話：048-473-1111 内線2149

メール：shien@city.shiki.lg.jp